

# 強者の戦略

こんにちは。日本史の岡上です。「東大日本史のみかた」も6年目に入りました。今年も最新の東大の入試問題を題材にお話をしていきたいと思っています。

さて、みなさん、1週間ほど時間がありました、どのような解答が仕上がったのでしょうか？今回取り上げた東大日本史の第1問は古代からの出題で「国政の審議」を考えさせる問題でした。用語を覚えるだけで満足してしまいそうな「律令制」、「太政官」、「撰閣政治」などが、実際にどのように機能していたのかを具体的に考えなくてはならない問題でしたね。

それでは解説を始めていきましょう。

## <律令制での国政の審議>

設問

A 律令制では、国政はどのように審議されたのか。その構成員に注目して、2行以内で述べなさい。

設問Aのテーマは「律令制では、国政がどのように審議されていたのか」。条件として「その構成員に注目して」とあります。資料文を読むまでもなく、律令制において国政を担当していたのは太政官であり、太政官では左右大臣・大納言などの公卿を中心として国政が審議されていたことは知っていますね。ということは、その公卿がどのような人々で構成されていたのかを考えていけばよいわけです。ただ、少し悩むのは「律令制」がいつからいつまでを指しているのかということです。資料文の設定もありますが、この設問の場合、「国政」がテーマになりますので、律令に基づいて国政が運営された時期、つまり7世紀の後半から11世紀半ば（撰閣政治期）までと広く考えればよいでしょう。

それでは資料文を読みながら、解答を考えていきましょう。

(1) ヤマト政権では、大王が、臣姓・連姓の豪族の中から最も有力なものを大臣・大連に任命し、国政の重要事項の審議には、有力氏族の氏上も大夫（マエツキミ）として加わった。律令制の国政の運営には、こうした伝統を引き継いだ部分もあった。

「律令制の国政の運営には、こうした伝統を引き継いだ部分もあった」の「こうした伝統」が「大王が、臣姓・連姓の豪族の中から最も有力なものを大臣・大連に任命し、国政の重要事項の審議には、有力氏族の氏上も大夫（マエツキミ）として加わった」を指していることは分かりますね。つまり、**律令制**

# 強者の戦略

においては畿内の有力氏族から氏上（＝氏の代表者）が公卿として国政の審議に参加し、合議が行われていたことが分かります。そして、ここでもう一つ注目したいのは「こうした伝統を引き継いだ部分もあった」という表現。「部分もあった」ということは、「そうではない部分」もあったわけですよね。「そうではない部分」、つまり伝統を引き継いでいない部分とはどんなところでしょうか。ここでは、**律令制のなかで高い行政能力、実務能力を発揮し、氏族の枠を越えて国政の審議に参加した藤原氏などの公卿**を思い浮かべることができるのではないのでしょうか。奈良時代の藤原不比等、さらにその四子の活躍などはその具体例ということができるでしょう。なお、『詳説日本史』（山川出版）にある

8世紀の初めは、皇族や中央の有力貴族の間で勢力が比較的均衡に保たれる中、藤原不比等を中心に律令制度の確立がはかられた。しかし、やがて藤原氏が政界に進出すると大伴氏や佐伯氏などの旧来の有力諸氏の勢力は後退していった

という表記も参考になるのではないのでしょうか。つぎに資料文(2)を確認します。

(2) 810年、嵯峨天皇は、藤原薬子の変（平城太上天皇の変）に際して太政官組織との連携を重視し、天皇の命令をすみやかに伝えるために、蔵人頭を設けた。蔵人頭や蔵人は、天皇と太政官とをつなぐ重要な役割を果たすことになった。

資料文(2)は蔵人頭・蔵人の設置について述べられていますが、ここで注目すべきは「嵯峨天皇は、～太政官組織との連携を重視し、天皇の命令をすみやかに伝えるために」という表現でしょう。太政官では公卿を中心として国政が審議されていたことは先にも指摘したところですが、その一方で**天皇が太政官における国政の審議に関与していたことが読み**

取れます。実際、**太政官の公卿による合議の決定事項は、天皇の決済を経てはじめて全国に伝達された**のです。

以上をまとめて、解答を作成してみましょう。

## 【解答例】

A律令制では畿内の有力氏族の氏上や、高い実務能力を有した藤原氏などが太政官の公卿として国政を審議し、天皇の決済を受けた。(60字)

# 強者の戦略

## <摂関政治期の国政の審議>

### 設問

B (4)の時期に、国政の審議はどのように行われていたか。太政官や公卿の関与のあり方に注目して、4行以内で述べなさい。

設問Bのテーマは、(4)の時期に「国政の審議はどのように行われていたか」。条件として「太政官や公卿の関与のあり方に注目して」とあります。摂関政治期の国政については『詳説日本史』に、

政治の運営は、摂関政治のもとでも天皇が太政官を通じて中央・地方の官吏を指揮し、全国を统一的に支配する形をとった。主な政務は太政官で公卿によって審議され、多くの場合は天皇（もしくは摂政）の決済を経て太政官符・宣旨などの文書で政策が命令・伝達された。外交や財政に関わる重要な問題については、内裏の近衛の陣でおこなわれる陣定という会議で、公卿各自の意見が求められ、天皇の決済の参考にされた。

という記述もあり、摂関政治といえどもあくまで天皇と太政官、そして太政官を構成した公卿によって行われていたことは知っていると思います。天皇と太政官の関係、天皇と公卿の関係については資料文(2)、(3)で言及されているので、まずは資料文の読み取りをしていきましょう。

(2) 810年、嵯峨天皇は、藤原薬子の変（平城太上天皇の変）に際して太政官組織との連携を重視し、天皇の命令をすみやかに伝えるために、蔵人頭を設けた。蔵人頭や蔵人は、天皇と太政官とをつなぐ重要な役割を果たすことになった。

設問Aでも触れましたが、資料文(2)からは、**天皇が太政官組織との連携を重視していたこと**、また**蔵**

**人頭や蔵人が天皇と太政官とをつなぐ重要な役割を果たしていたこと**が読み取れます。

(3) 太政大臣藤原基経は、884年、問題のある素行を繰り返す陽成天皇を退位させ、年長で温和な人柄の光孝天皇を擁立した。基経の処置は、多くの貴族層の支持を得ていたと考えられる。

資料文(3)では、太政大臣藤原基経が陽成天皇を退位させ、光孝天皇を即位させた事例が述べられています。藤原基経が光孝天皇のもとで実質的な関白となった人物であることを考えれば、ここでは**摂政・関白の天皇への関わり方を読み取ることができるでしょう。つまり、摂政・関白は多くの貴族層の支持を得ながら、ある時には天皇による国政の運営を補助し、また天皇の資質が不足していると判断した場合にはそれを是正するといった役割を果たしていたのです。**

つぎに条件である「太政官や公卿の関与」について考えていきましょう。

「太政官の関与」については資料文(2)から、天皇と太政官が連携したこと、また蔵人頭や蔵人がその連携を図る上で重要な役割を果たしていたことを読み取ることができます。

一方、公卿の関与については、資料文(4)から読み取ることができます。

(4) 10世紀後半以降の摂関期には、摂政・関白が大きな権限を持っていたが、位階の授与や任官の儀式は、天皇・摂関のもとで公卿も参加して行われた。また、任地に赴いた受領は、任期終了後に受領功過定こうかさだめという公卿会議による審査を受けた。

ここでは天皇・摂関のもと位階の授与（＝叙位）や任官の儀式（＝除目）において公卿が参加していたこと、また任地に赴いた受領が任期終了後に受領

# 強者の戦略

こうかさだめ  
功過定という公卿会議による審査（＝勤務評定）を受けたことが読み取れます。つまり、**資料文(4)の時期においても公卿が国政の審議に関与している**のです。しかし、その関与は設問Aで触れた律令制当初の段階からは変化していることにも注意しなければなりません。「10世紀後半以降の撰関期には、摂政・関白が大きな権限を持っていた」という表現からも、**公卿の権限・役割は今までに比べて制限されており、叙位・除目、受領の勤務評定などに関与するも、一般的な国政の審議は摂政・関白によって主導されていた**と考えるべきでしょう。先に触れた『詳説日本史』の記述にも「外交や財政に関わる重要な問題については、内裏の近衛の陣でおこなわれる陣定という会議で、公卿各自の意見が求められ、天皇の決済の参考にされた」とあり、公卿の国政の審議への関与が「重要な問題」に限定されていることがわかります。

では、以上をまとめて解答を作成してみましょう。

## 【解答例】

B摂政・関白が大きな権限を振るうなか、撰関の補佐を受けた天皇は蔵人頭や蔵人を通じて太政官との連携を図りながら、国政の審議を行った。公卿は叙位・除目や受領の勤務評定に関与し、外交や財政に関わる重要問題については、陣定という公卿会議で審議した。(120字)

さて、みなさんの解答はいかがだったでしょうか？

論述問題の解答はもちろん一つではありませんので、「これはどうだろうか？」と自分では判断つかないものは必ず、添削してもらうことをお勧めします。

**この『強者の戦略ホームページ』でもメールにて質問などを受け付けていますので、どしどし送っててくださいね。**

それでは、今回はこの辺にいたしましょう。次回「東大日本史のみかた」をお楽しみに！！